

下妻市貨物自動車運送事業者支援事業補助金のご案内

コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける市内の貨物自動車運送事業者に対し、事業の継続を支援するため、燃料費相当分として対象車両の台数に応じて補助金を交付します。

交付要件 ※以下の①から③を全て満たすこと

- ① 下妻市内に本社、支社、営業所を有し、貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可を受けている一般貨物自動車運送事業者であること
- ② 令和4年11月1日時点において、自動車検査証（車検証）の使用の本拠の位置が市内に登録してある事業用車両であること
- ③ 市税を滞納（分納を含む）していない事業者

注) 軽貨物自動車（二輪車を含む）、被牽引車は対象外です。

交付額 対象車両1台当たり1万円 ※1事業者1回限りとする

申請期間 令和4年12月21日（水）～令和5年3月10日（金）

申請書類

- ① 下妻市貨物自動車運送事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 交付対象車両一覧（様式第2号）
- ④ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し
- ⑤ 車検証の写し（全車両分） ※「事業用」に限る
- ⑥ 市内に本社、支社又は営業所があることが分かる書類の写し
- ⑦ 本人確認書類の写し（個人事業者の場合に限る）
- ⑧ 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し（法人は法人名、個人事業者は個人名）
- ⑨ チェックリスト

申請方法及び申請先

上記申請書類を揃えて、以下宛てに申請してください。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則 郵送でお願いします。（当日消印有効）

〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地 下妻市役所 商工観光課 商工係 宛て
TEL 0296-45-8993 FAX 0296-44-6004

申請書類の入手方法

下妻市ホームページからダウンロードしていただくか、以下の場所からも入手できます。

- ① 下妻市役所 本庁舎（1階）
- ② 下妻市役所 商工観光課（千代川庁舎）
- ③ 下妻市商工会
- ④ 茨城県トラック協会 常総支部（ハナワ物流（株）（下妻市半谷 790-1））